我が国の食料事情について

令和7年10月

農林水産省

食料安全保障(Food Security)とは(国際社会における概念)

- 国際食糧農業機関 (FAO) が定義する食料安全保障 (Food Security) を整理。
- 食料安全保障とは、十分で安全かつ栄養ある食料に「誰でも」「どんなときも」「アクセス(入手・購入)」できることを指しており、食料 安全保障の目標を実現するためには、4つの要素すべてが同時に満たされることが必要。

国連食糧農業機関(FAO)の定義

"Food security exists when all people, at all times, have physical, social and economic access to sufficient, safe and nutritious food which meets their dietary needs and food preferences for an active and healthy life."

『食料安全保障は、<u>すべての人がいかなる時にも</u>、活動的で、健康的な生活に必要な食生活上の<u>ニーズと嗜好</u>を満たすために、<u>十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的、社会的及び経済的にも入手可能</u>であるときに達成される状況。』

【食料安全保障の4つの要素】

Food Availability (供給面) : 適切な品質の食料が十分に供給されているか

Food Access (アクセス面) : 栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ちうるか

Utilization (利用面) : 安全で栄養価の高い食料を摂取できるか

Stability(安定面): いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか

我が国の食料安全保障について ~食料・農業・農村基本法~

○ 令和6年に改正した食料・農業・農村基本法において、国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加え、国民一人一人の 入手の観点を含めたものとして、基本理念に「食料安全保障の確保」を位置付け。

〇食料·農業·農村基本法(改正法(令和6年法律第44号))

(食料安全保障の確保)

- 第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障(良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。)の確保が図られなければならない。
- 2 国民に対する食料の安定的な供給については、**世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ること**により行われなければならない。
- 6 国民が最低限度必要とする食料は、**凶作、輸入の途絶等の不測の要因**により国内における**需給が相当の期間著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがある場合においても、**国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、**供給の確保が図られなければならない。**

(不測時における措置)

- 第二十四条 国は、凶作、輸入の減少等の不測の要因により国内の食料の供給が不足し国民生活の安定及び 国民経済の円滑な運営に支障が生ずる事態の発生をできる限り回避し、又はこれらの事態が国民 生活及び国民経済に及ぼす支障が最小となるようにするため、これらの事態が発生するおそれが あると認めたときから、関係行政機関相互間の連携の強化を図るとともに、備蓄する食料の供給、 食料の輸入の拡大その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、第2条第6項に規定する場合において、**国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずる**ものとする。

我が国の食料の安定供給の確保の考え方

- 国民に対する**食料の安定的な供給**は、**国内の農業生産の増大**を図ることを基本とし、これと併せて、**安定的な輸入**及び**備蓄の確保**を図る。
- 近年、世界的な人口増加による食料需要の増加、気候変動に伴う干ばつや高温などの異常気象の頻発化など、**世界の食料需給を不安定化させるリスク**が高まっている。
- 特に、食料や生産資材の多くを海外の特定の国・地域に依存している我が国は、より一層大きな影響を受けるおそれがあり、国内の食料が不足した場合には、 国民生活や国民経済に大きな支障が生じることから、令和6年6月に成立した**「食料供給困難事態対策法」**に基づき、政府が不測時の対策を総合的かつ 一体的に実施するための**基本方針**を令和7年4月に定めた。

世界の食料安全保障に関するリスクの高まり

世界人口の増加など食料需要の増加

これまで

- ・単収の増加
- ・収穫面積の増加(森林の開発等) により対応してきたが、さらなる増加には限界



供給を不安定化させる要因の多様化、影響の深刻化

異常気象の頻発化、 被害の激甚化 家畜伝染病や植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大

新た<mark>な感染症の</mark> 発生リスクの高まり

干ばつ、高温等による 世界同時不作等 アフリカ豚熱、鳥インフルエンサ゛等に よる生産、輸入への影響 <mark>感染症による国内外の物流</mark> サプライチェーンへの影響

地政学的リスクの高まり

政治情勢に起因した食料や 肥料貿易の制限・規制等 穀物等の 新食用需要の増加

> 新興国・途上国の畜産需要 や、バイオ燃料需要の増加

輸入競争の激化 需給ひつ迫時の 買い負けリスク

(1) 平時における取組

①国内の農業生産の増大

- ・食料自給力の確保(担い手の確保や農地の集積・集約化等)
- ・生産性の向上(農業生産基盤の整備・保全、先端的技術の開発・普及)
- ・付加価値の向上、輸出の促進 等

②安定的な輸入の確保

- ・我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資促進
- ・二国間の政府間対話
- ・国内における官民の情報共有 等

③総合的な備蓄の推進

・国内に存在する備蓄を官民トータルで把握 等

(2) 不測時における取組

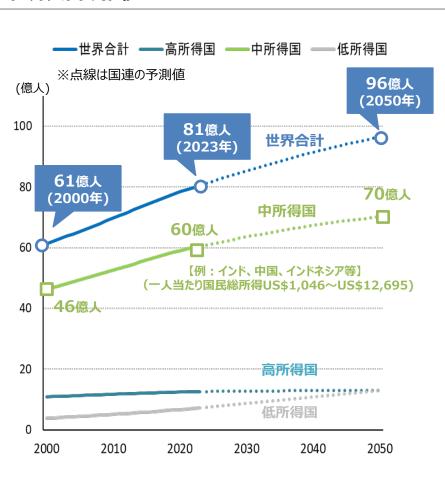
食料供給困難事態対策法に基づく供給確保対策

- ・政府対策本部の下、政府一体となった総合的な対策を実施
- ・事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的として必要な対策を行う
- ・事業者の自主的な事業活動・経営判断を尊重し、事態の解消が困難な場合に限り、出荷販売の調整・輸入の促進等の措置を講じる。

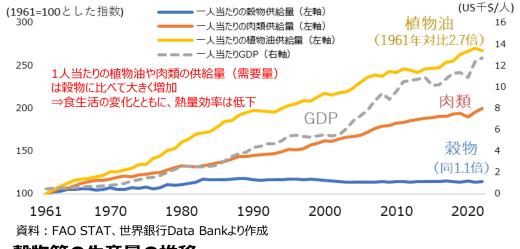
世界的な食料需要の増加

- 2000年当時に約60億人であった世界人口は、2023年には約81億人に到達。2050年に約96億人になると予測され、基本的な 食料需要が増加。
- 新興国を中心に経済が成長し国民1人当たり所得が向上するにつれて、それらの国の食生活の変化とともに肉類・油脂類の消費量 が増加。それに伴い、畜産物とその生産に必要な穀物や、油脂類の生産に必要な油糧用作物等の生産が増加。

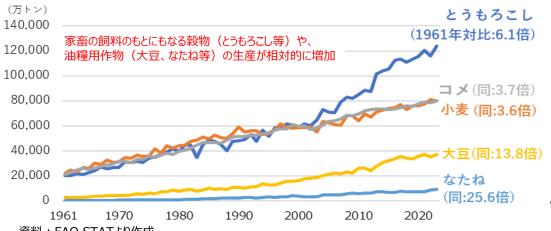
世界人口の推移



肉類・植物油等の供給量(需要量)の推移



穀物等の生産量の推移



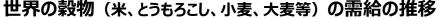
資料: FAO STATより作成

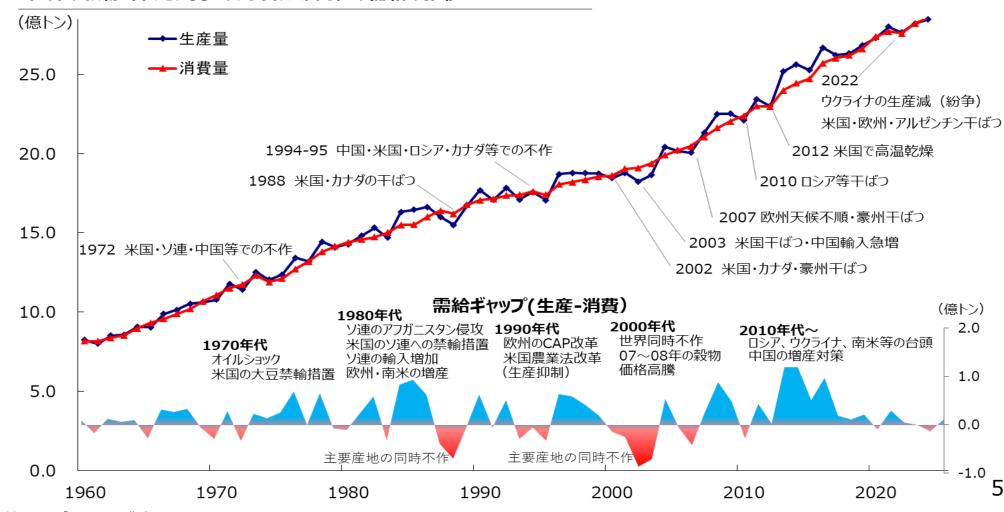
4

資料: UN World Population Prospects 2024より作成

世界の穀物の生産量、消費量の推移

- 世界の穀物消費量は途上国の人口増加、所得水準の向上等により増加傾向で推移。生産量は主に単収の伸びにより消費量の増加に対応。
- 一方で、穀物の生産は、自然条件に左右される農業の特性により豊凶変動が避けられず、過去複数回にわたり需給ギャップ (生産 消費) がマイナスとなった。



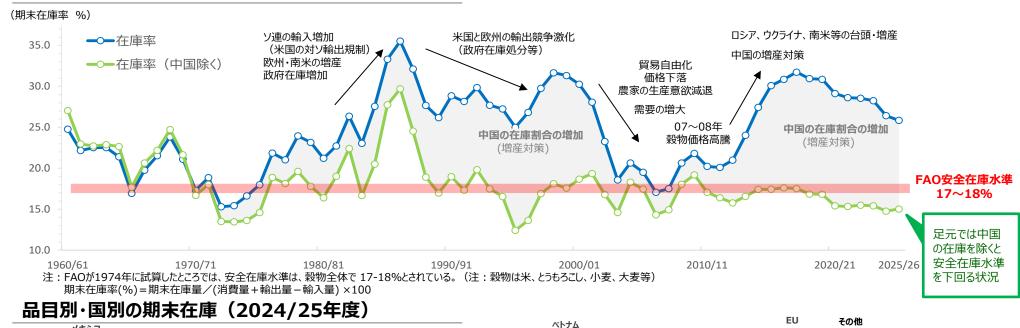


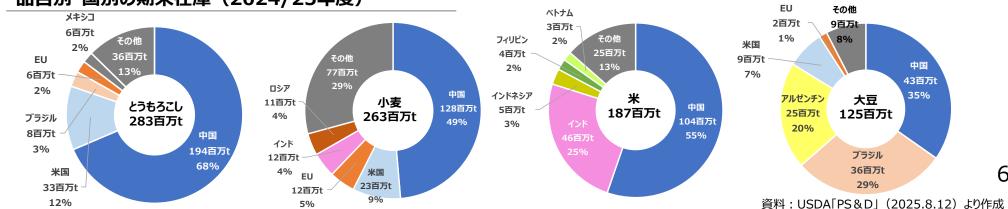
資料: USDA「PS&D」より作成

世界の穀物等の在庫増減

- 1990年代後半以降は貿易自由化の潮流の中で世界的な在庫水準が低下。その後、2007~08年の穀物価格高騰を経て、中国の増産対策によりその在庫が突出して増加※。
- 一方、中国を除く在庫は足元で低水準であり、世界的な不作が発生した場合には、食料不足や価格高騰が起こりやすい状況。
 - ※ 世界全体の在庫のうち、中国が占める割合は、とうもろこし、コメで5割超、小麦で4割超、大豆で3割超。

穀物の期末在庫率の推移

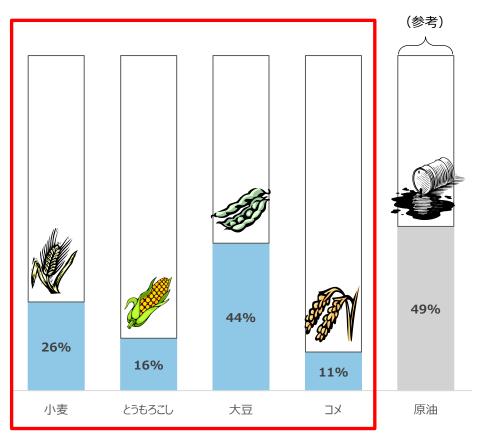




穀物等の国際貿易の現状

- 農産物は、生産量に占める輸出量の割合が比較的低く、多くを自国の食料として消費。
- 主要生産国で世界総輸出量の約9割を占めており、特に大豆はブラジル・米国の2か国が大半を占める。

主な農産物の貿易率



資料: USDA「PS&D」(2025.8.12) (2025/26年度の数値)、BP「Statistical Review of World Energy 2022」(2021年の数値)を基に農林水産省で作成。

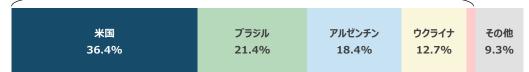
注:貿易率=輸出量/牛産量×100

資料: USDA「PS&D」(2025.8.12) を基に農林水産省で作成

2025/2026年度の世界の穀物等の輸出国の内訳・割合

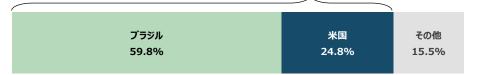


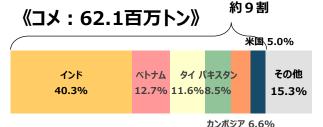
《とうもろこし:200.9百万トン》



ロシア 1.8%

《大豆:187.4百万トン》 約9割

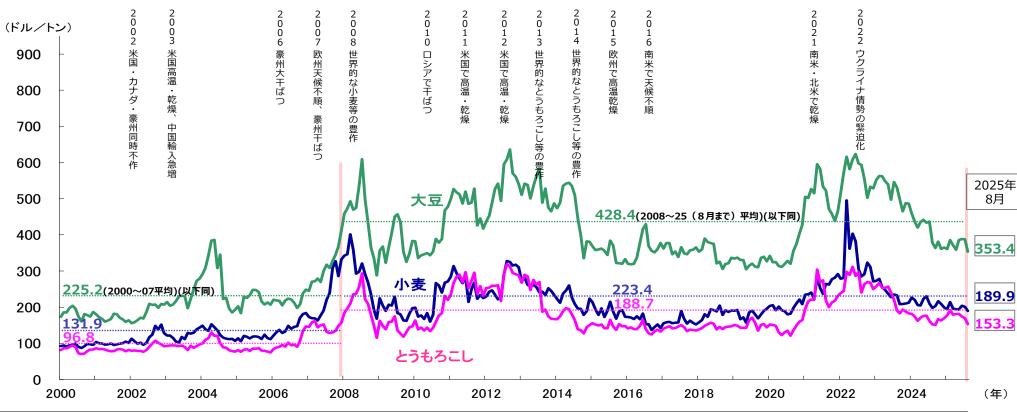




主要穀物の国際価格推移

- 世界的な穀物価格の上昇が発生した2008年以降、豊作と高温乾燥等による不作により価格の不安定性が増加。
- 世界的な需要の増大や生産コストの増加により、2008年以前より以降の方が平均的に価格が高くなっている。

主要穀物の国際価格の動向



	2000~2007年平均価格	2008~2025年(8月まで)平均価格
大豆	225.2	428.4
小麦	131.9	223.4
とうもろこし	96.8	188.7

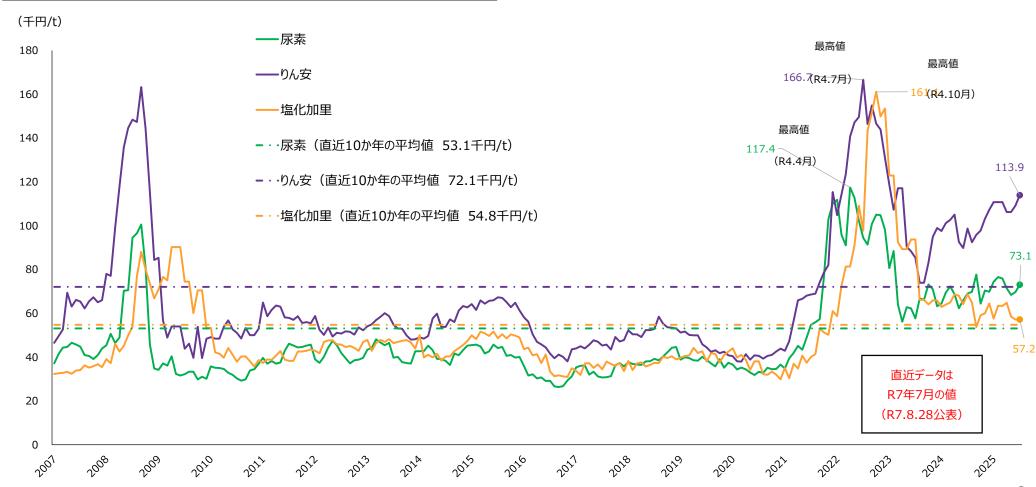
注1:シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格。

注2:平均価格は上記価格の平均値。

肥料原料の輸入通関価格の動向

○ 肥料原料の輸入通関価格は、2021年(令和3年)以降、上昇傾向となったが、2023年(令和5年)1月以降、下落に転じている。

肥料原料の輸入価格の動向(単位:千円/トン)



資料:財務省貿易統計における各月の輸入量と輸入額をもとに農林水産省にて作成。月当たりの輸入量が5,000t台以下の月は前月の価格を表記。

食料需給に影響を与える構造的な要因

- 需要については、世界人口の増加、新興国の経済発展に伴う食肉需要の増加、バイオ燃料向け等の食料以外の需要の増加などにより、今後の増加が確実である一方、これまで必要な供給を支えてきた単収や収穫面積のさらなる増加は限界。
- 特に近年、気候変動や異常気象の頻発化、家畜伝染病の広域的なまん延、感染症拡大による物流途絶、ロシアによるウクライナ侵略等の地政学的リスク、主要輸出国による輸出規制など、これまで以上に食料需給を不安定化させる要因が多様化し、その影響も深刻化。

世界人口の増加に対応した供給の増大

- + 単収の増加
- + 収穫面積の拡大

更なる増加には限界・・・

その一方、

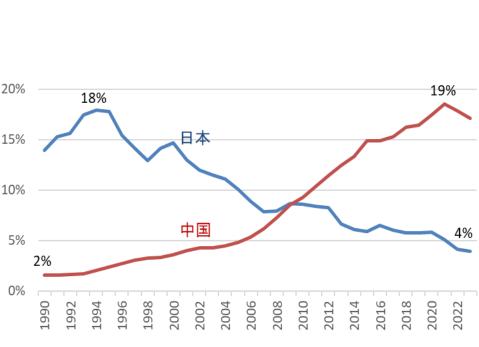
需給を不安定化させる要因の多様化、影響の深刻化

- +/- 気候変動 (世界全体としてみれば単収の減少効果が大きい)
- 異常気象の頻発化 (水不足による干ばつや、高温障害などによる世界同時不作等)
- **家畜伝染病のまん延**(アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等)
- **感染症拡大**(新型コロナウイルス感染症など未知の感染症の発生によるサプライチェーンのひっ迫、物流の途絶等)
- 地政学的リスク (ロシアのウクライナ侵略など政治的要因を契機とする食料貿易の制限、肥料の輸出規制と高騰等)
- 需要の変化 (新興国・途上国における畜産物需要の増加、非食用需要の高まりによる更なる穀物需要の増加等)
- 輸出規制 (ロシア・インド等の小麦輸出規制、インドネシアのパーム油輸出規制、中国の肥料輸出に係る検査厳格化など 自国の産業や国民生活の保護を名目とする一方的な規制)
- **輸入競争の激化** (需給がひっ迫した際の、いわゆる「買い負けリスク」の高まり)

世界における日本の相対的な経済規模の変化と農林水産物の輸入状況

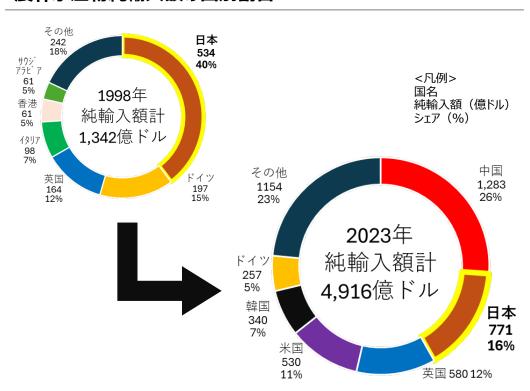
- 日本では長期にわたるデフレ経済下で経済成長が鈍化したのに対して、中国等の新興国の経済は急成長した結果、世界における我が国の相対的な経済的地位は低下
- 1998年当時、日本は世界 1 位の農林水産物の純輸入国であり、プライスメーカー的な地位であったが、近年はその地位が低下。現在は中国が最大の純輸入国となっている。この中で買付けをめぐる競争が激化し、いわゆる「買い負け」に関するリスクが高まっている

相対的な経済規模の推移(世界のGDPに占める日本等の割合)



資料:世界銀行より作成

農林水産物純輸入額の国別割合



資料:「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成

注:経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41ヵ国のうち、純輸入額(輸入額-輸出額)がプラスとなった 国の純輸入額から作成。

食料自給率

- **食料自給率**は、食料の国内消費に占める国内生産の割合を示す指標。分子を国内生産、分母を国内消費仕向として計算。
- 新たな食料・農業・農村基本計画では、**新たに**、平時において国民の日常生活に必要な摂取熱量のどの程度が国産で賄われているかを示す指標である「**摂取熱量ベース」の食料自給率**を設定。

○食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標(2023年度 → 2030年度)

・供給熱量ベースの食料自給率 =

国産供給熱量(841kcal/人·日)

国内消費仕向熱量(2,203kcal/人·日)

: 38% → 45%

・生産額ベースの食料自給率

食料の国内生産額(11.1兆円)

食料の国内消費仕向額(18.2兆円)

・摂取熱量ベースの食料自給率 =

国産供給熱量(841kcal/人·日)

: 45% → 53%

 $: 61\% \rightarrow 69\%$

平時における国民の日常生活に 必要な摂取熱量(1,850kcal/人・日)

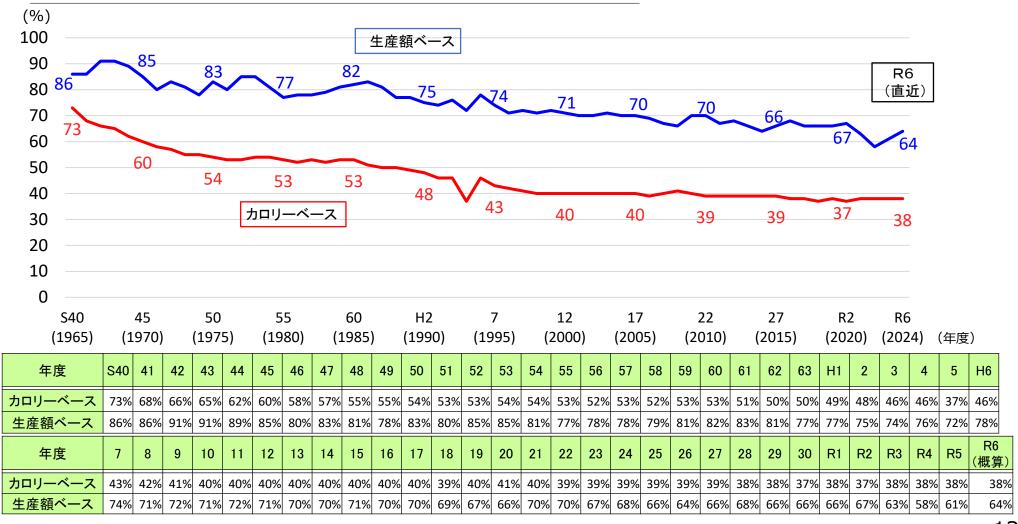
目標年における国内消費仕向量は、品目ごとの消費・流通等の施策を見込んで設定。 目標年における国内生産量は、需要に応じた生産や、品目ごとの課題に対して講ずる施策を踏まえ、実現可能な生産量を、輸出量も見込んで設定。 摂取熱量ベースの食料自給率は、分母を 「平時における国民の日常生活に必要な摂取熱量(1,850kcal*)」として算定。

※ 1,850kcalという数値については、①日本人の成人男性の基礎代謝量が、1,300kcalから1,600kcal 程度であり、それを上回る水準であること、②平時における1人1日当たりの平均摂取熱量(国民健 康・栄養調査(厚生労働省))の最低値が1,849kcal(2010年)であること、を参考に設定。

食料自給率の長期的推移

- 食料自給率は、長期的に見ると、米の消費が減少する一方で畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、低下傾向が続いてきたが、2000年代に入ってからは概ね横ばい傾向で推移している。
- 令和6年度食料自給率は、カロリーベース食料自給率が38%、生産額ベース食料自給率が64%。

食料自給率の長期的推移

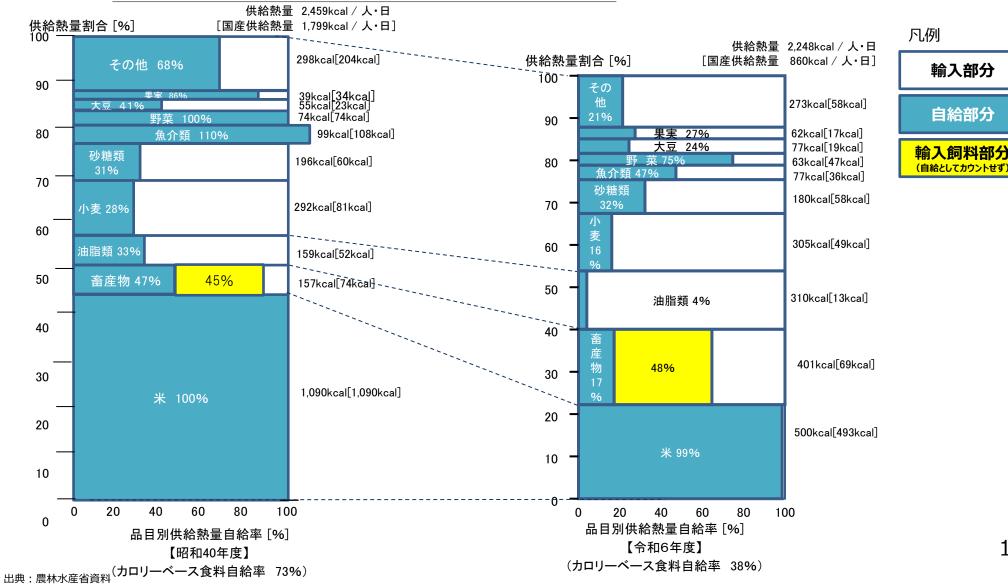


出典:農林水産省「食料需給表」

食生活の変化と長期的な食料自給率の低下

食生活の多様化が進み、国内で自給可能な米の消費が減少したこと、輸入依存度の高い飼料を多く使用する畜産物の消費が増加 したこと等が、食料自給率低下の主な要因。

食料消費構造の変化とカロリーベース食料自給率の変化



14

輸入部分

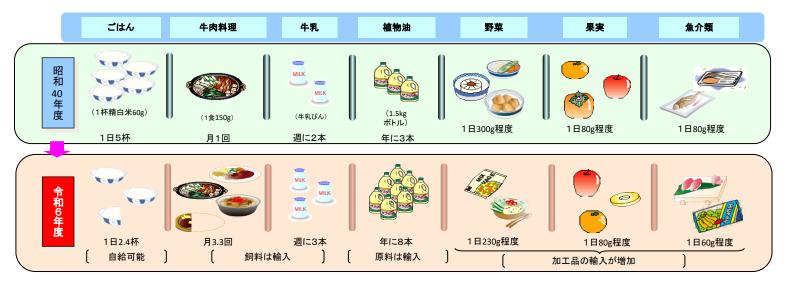
自給部分

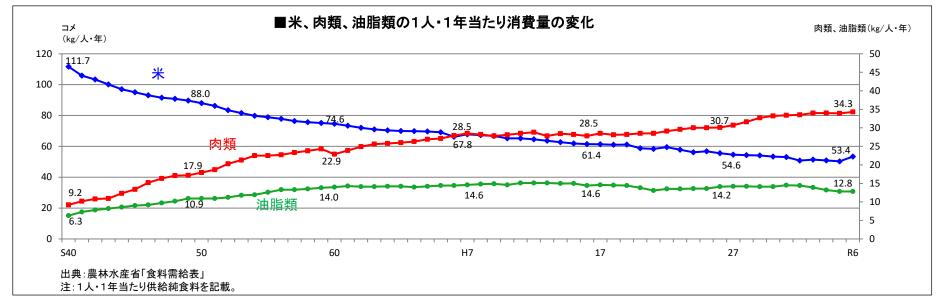
(自給としてカウントせず)

(参考) 食生活の変化

- 我が国の食料消費は、時代とともに大きく変化。
- 食生活の変化により、コメの消費が減少する一方で、肉類や油脂類の消費が増大。

■食生活の変化のイメージ(1人当たり消費量の変化)

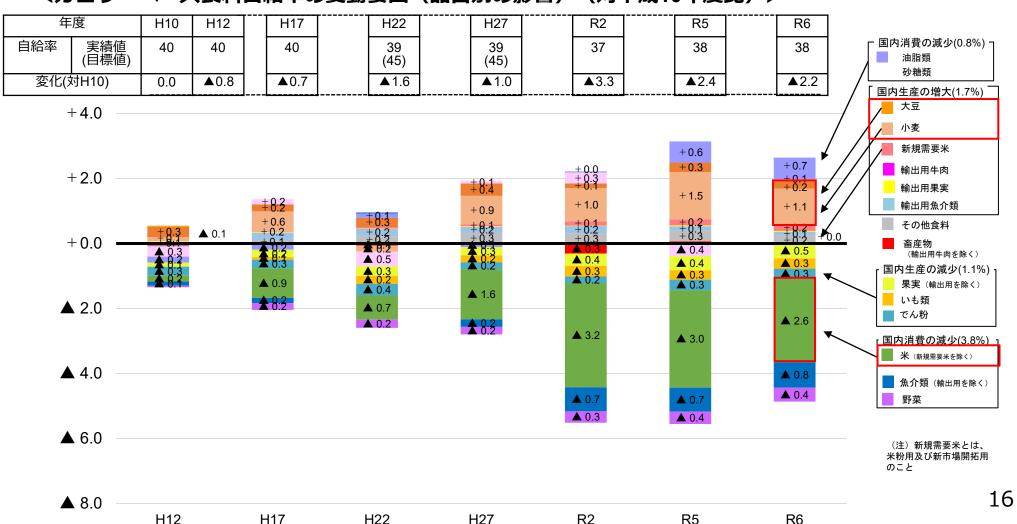




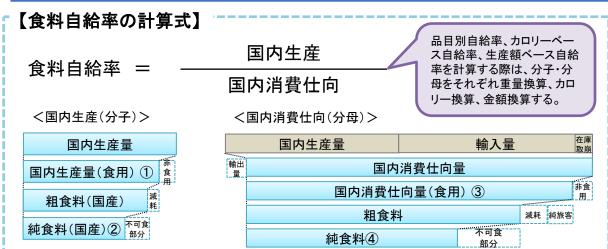
(参考) 食料自給率の変動要因

- 品目毎の消費・生産について、食料自給率の影響をみると、**輸入に依存している小麦や大豆の国内生産の拡大が自給率を押し上げる**方向に作用する一方で、**自給率の高い米等の消費量が減少したこと等が自給率を引き下げる**方向に作用。
- 全体として、食料自給率の変動要因としては、国内生産の増減より、国内消費の変化の影響が大きくなっている。

<カロリーベース食料自給率の変動要因(品目別の影響)(対平成10年度比)>



(参考) 食料自給率の計算方法(令和6年度)

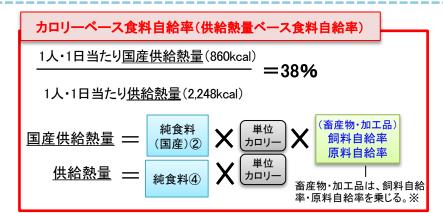


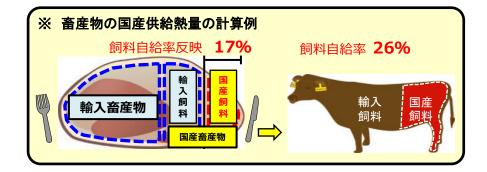
摂取熱量ベース食料自給率

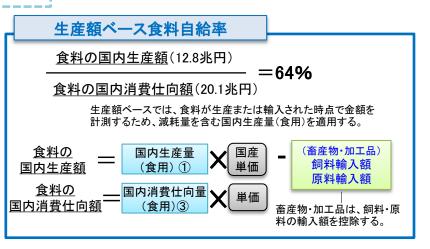
1人1日当たり国産供給熱量(860kcal) =**46%**

平時における国民の日常生活に 必要な摂取熱量(1,850kcal)

分母を「平時における国民の日常生活に必要な 摂取熱量(1,850kcal)」として算定







品目別自給率(重量ベース)

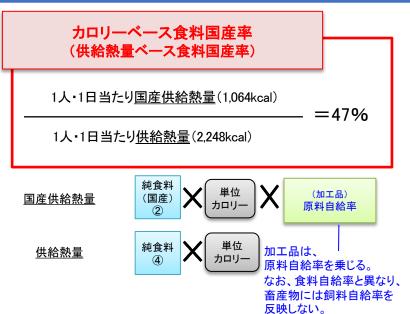
(例)野菜の品目別自給率

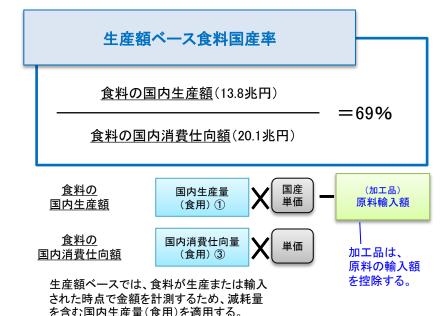
野菜の国内生産量(1,048万トン)

=78%

野菜の国内消費仕向量(1,338万/シ)

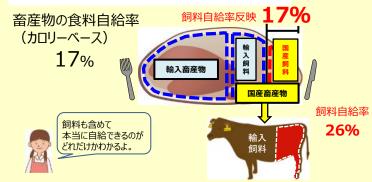
食料国産率の計算方法(令和6年度)





食料自給率と食料国産率の違い

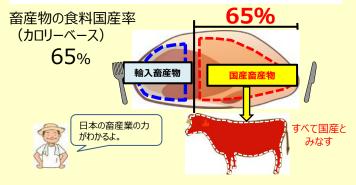
食料自給率(飼料自給率を反映)



- ・国産飼料のみで生産可能な部分を厳密に評価できる。
- ・国産飼料の生産努力が反映される。

我が国の食料安全保障の状況を評価

食料国産率(飼料自給率を反映しない)



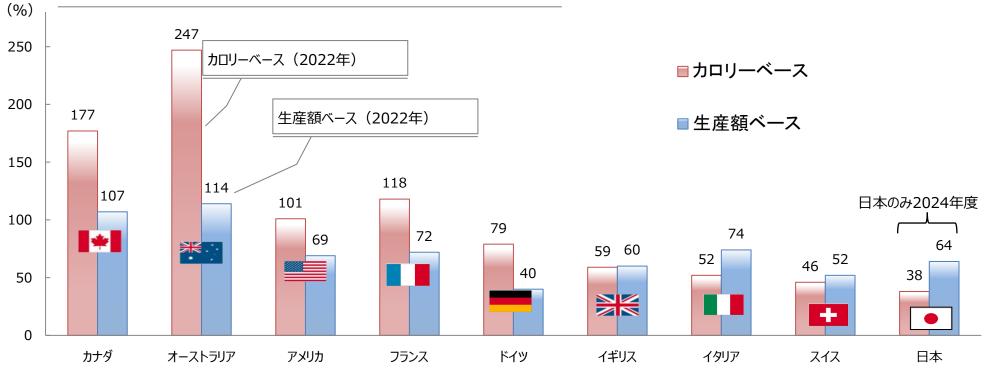
- ・需要に応じて増頭・増産を図る畜産農家の努力が反映される。
- ・日ごろ、国産畜産物を購入する消費者の実感と合う。

飼料が国産か輸入かにかかわらず、 畜産業の活動を反映し、国内生産の状況を評価

(参考) 我が国と諸外国の食料自給率

- 諸外国の食料自給率の試算値を比較すると、
- ① カロリーベースについては、国内の消費人口が小さく、カロリーベースに寄与する穀物、油糧種子等の生産量が多いカナダ、オーストラリア等の国が上位に位置づけられる一方、
- ② 生産額ベースについては、野菜・果実等の輸出量が多いイタリアがドイツ、イギリスを上回るなど、カロリーに比して価格の高い野菜・果実、畜産物の動向がより反映される傾向にあります。
- 我が国の食料自給率は、諸外国と比較すると、カロリーベース、生産額ベースともに低い水準にあります。

我が国と諸外国の食料自給率 (2022年)



資料:農林水産省「食料需給表」、FAO"Food Balance Sheets"等を基に、カロリーベース食料自給率は農林水産省が東京大学デジタルオブザバトリ研究推進機構と連携、

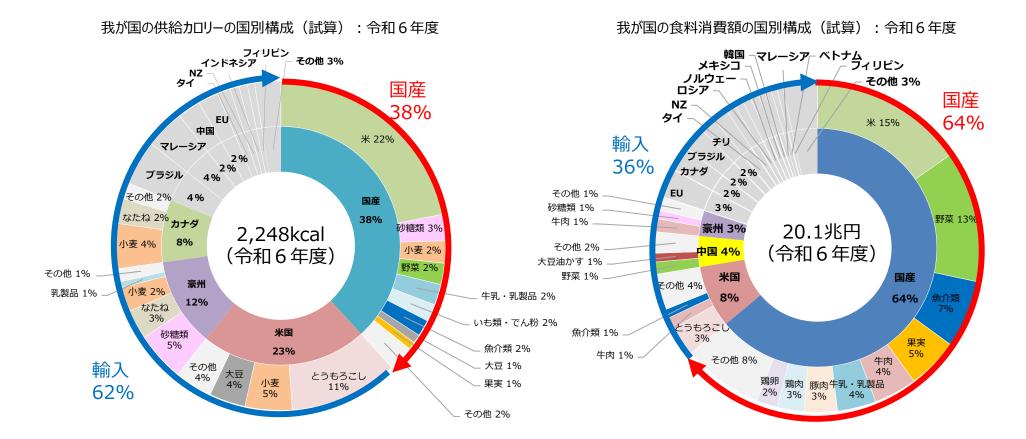
生産額ベース食料自給率は農林水産省がEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社に業務委託して試算(いずれもアルコール類等は含まない)。

注1:数値は暦年(日本のみ年度)。スイス(カロリーベース)及びイギリス(生産額ベース)については、各政府の公表値を掲載。

注2: 畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算。

供給カロリーと食料消費額の国別構成(試算):令和6年度

- 我が国の食料供給は、国産(38%)と、米国(23%)、豪州(12%)、カナダ(8%)からの輸入で供給熱量の大部分 (81%)を占めている。
- 生産額ベースでは、国産(64%)と、米国(8%)、中国(4%)、豪州(3%)からの輸入で食料消費額の大部分 (80%)を占めている。



注1:輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分は捨象した。

注2:主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和6年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域毎の輸入量で按分して試算した。

注3:輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域毎の輸入量(TDN(可消化養分総量)換算)で按分した。

注1:輸入額は国内消費仕向額と国内生産額の差とし、輸出、在庫分は捨象した。

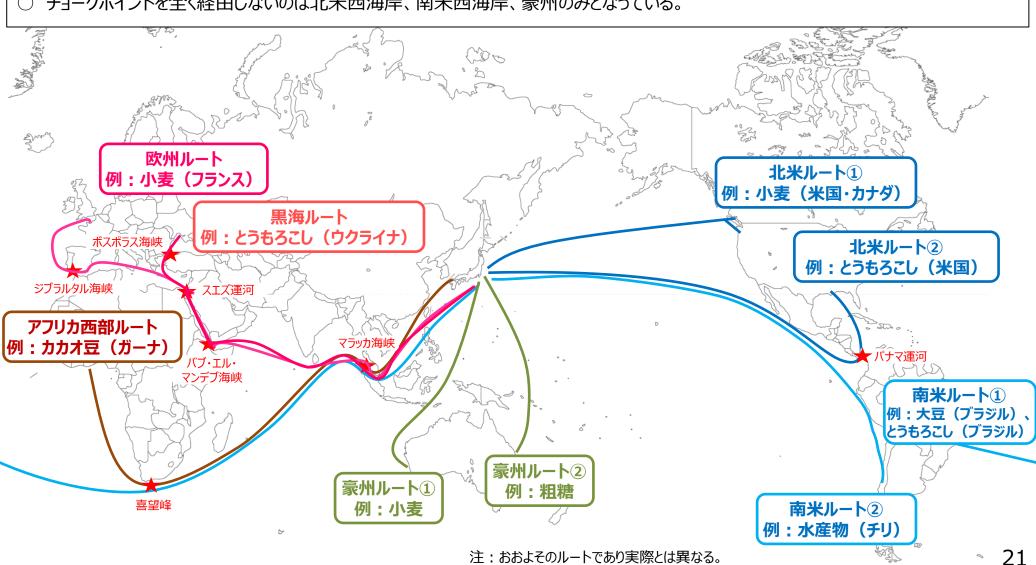
注2:主要品目の国・地域別の輸入額を、農林水産省「令和6年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域毎の輸入額で按分して試算した。

の国・地域母の輸入額で按分し(試算した。

注3:消費段階の価格ではなく、生産・輸入段階の価格で評価した金額である。

(参考)海外から日本への主な農産物輸入ルート

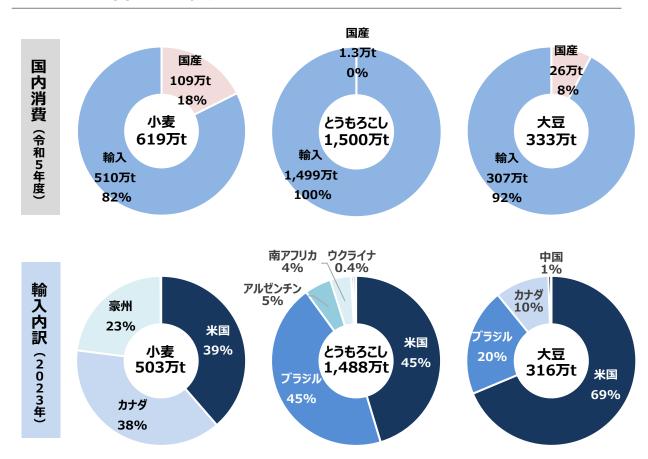
- 我が国は北南米・ユーラシア・豪州・アフリカの各大陸から様々な農産物を輸入。
- 主な海路の殆どはチョークポイントを通過。欧州ルート・黒海ルートではスエズ運河やマラッカ海峡を、北米ルートではパナマ運河、南米 (ブラジル) ルートでは喜望峰・マラッカ海峡を通過。
- チョークポイントを全く経由しないのは北米西海岸、南米西海岸、豪州のみとなっている。



我が国における主要穀物等の安定的な輸入

○ 国内生産では国内需要を満たすことができない品目は、品目ごとの国際需給及び価格の動向を踏まえた安定的な輸入を通じて、国 内への安定供給を図っている。

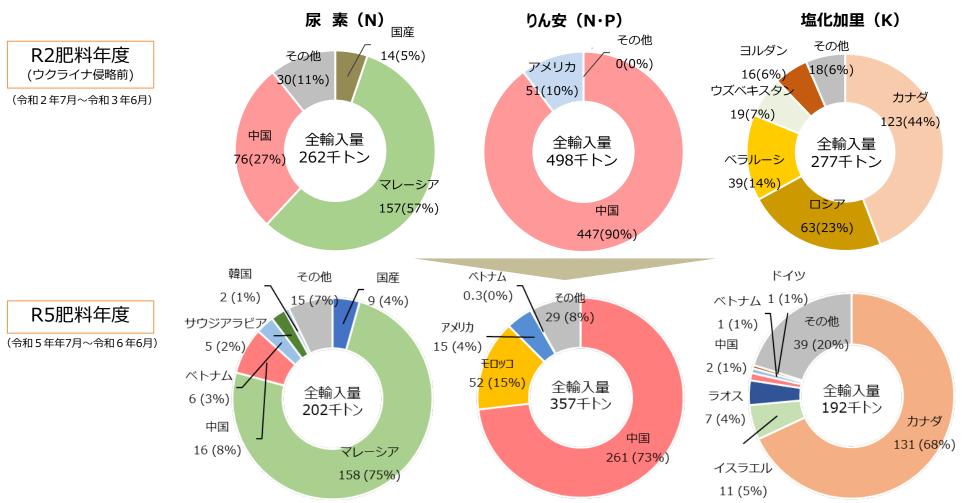
我が国の品目別輸入状況(令和5年度)



- 注1:主な用途は、小麦は食糧用、とうもろこしは飼料用、大豆は油糧用である。
- 注2:国内消費は、農林水産省「食料需給表」(令和5年度)、国産とうもろこし(飼料用のみ)の値は農林水産省調べ(令和5年産)。
 - 輸入内訳は、財務省「貿易統計」(2023年)を基に農林水産省にて作成。
- 注3:小数点以下四捨五入のため、合計値が合わない場合がある。
- 注4:単純化のため輸出、在庫分は捨象し、国内消費≒国内生産+輸入と仮定。
- 注5: 国内消費における国産、輸入については、食料自給率算定方法に従い、加工品も原料換算して含めた(例: ビスケットに含まれる小麦分を小麦としてカウント)値としている一方、輸入内訳については、加工品の原料分は含まない値である。

肥料原料の輸入状況(輸入量、輸入金額、輸入先国)

- 主な化学肥料の原料である尿素、りん安(りん酸アンモニウム)、塩化加里(塩化カリウム)は、ほぼ全量を輸入。世界的に資源が 偏在しているため、輸入相手国も偏在。尿素はマレーシア及び中国、りん安は中国、塩化加里はカナダが主な輸入相手国。
- 令和3年秋以降、中国による肥料原料の輸出検査の厳格化のほか、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、我が国の肥料原料の輸入が停滞したことを受け、代替国から調達する動きがみられる。



資料:経済安全保障推進法第48条第1項の規定に基づく調査結果をもとに作成(工業用仕向けのものを除く。)。

注:1) 「その他」には、輸入割合が1%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。

2) 全輸入量には、国産は含まれない。

穀物等の備蓄水準とその考え方

- 備蓄は、不測の事態の発生初期において、代替調達先の確保等の次の対策を措置するまでの対応手段として必要。
- 現在、米、食糧用小麦、飼料穀物については、国として備蓄事業を実施しており、備蓄水準は、
 - 自給している米については、「国内の不作に対し(緊急輸入等せずに)国産米でもって対処し得る水準」、
 - ・ 多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し 得る水準」を確保することを基本に設定。
- 今後、食料供給困難事態対策法に基づき、民間在庫量の把握等を進め、官民合わせた総合的な備蓄の推進が必要。

	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万トン程度	10年に1度の不作(作況92)や、通常程度の不作(作況94)が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準
輸入	食糧用 小麦	国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 (2021年度は93万トン)	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 ・代替輸入に4.3カ月程度必要 ・すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は2カ月分程度 ・差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要
輸入	飼料 穀物	100万トン程度	不測の事態による海外からの一時的な輸入の停滞、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に対処し得る水準 ・過去に備蓄を活用した最大実績は75万トン(東日本大震災時) ・海上輸送中の飼料穀物約100万トンが存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて2カ月程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能

食料供給困難事態対策法の全体概要

近年の世界的な食料安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、不測の要因によって食料供給が不足する事態の防止や早期解消を図り、国民生活や国民経済への支障を防ぐための法律として、「食料供給困難事態対策法」が令和6年6月に成立、令和7年4月に施行。

法律の全体概要(ポイント)

- 深刻度に応じて事態を区分
- ② 食料供給が不足する兆候の段階から政府対策本部を設置
- **②** 政令で指定した食料や生産資材が対象

- ◆ 段階的に供給確保のため事業者への要請等を実施
- 母 要請等に協力する事業者への財政上の措置等を講じる
- **③** 平時・不測時の対策の内容や考え方を基本方針として定める

事態 (平時)		主な措置 ・基本方針の策定 (第3条) ・食料需給等の情報収集 (第4条)		
食料供給困難事態	食料供給が 大幅に不足 し、 国民生活等に支障 が生じた段階	・要請では事態が解消しない場合、事業者に対し、「計画届出を指示」・必要な供給量が確保できない場合、「計画変更を指示」	決定 ・ 政府一丸となり対策を実施 【対策(例)】 ◆ 消費者への情報提供	
	最低限度必要な食料供給が 確保されないおそれのある段階	・熱量(カロリー)等を重視した生産(生産転換)の要請、計画届出を指示等	◆ 輸入の確保 ◆ 物流の確保	

・他法令に基づく価格の規制・統制、割当て・配給

特定食料と特定資材(供給確保の対象となる食料や生産資材)

※令和7年2月に政令指定

特定食料

国民の食生活、又は国民経済において重要な農林水産物及び その加工品で政令に定めるもの(法第2条第1項)

(農林水産物)

米穀、小麦、大豆(食用含む)、 なたね・油やしの実、てん菜・さとうきび、 生乳、牛肉・豚肉・鶏肉、鶏卵

(加工品)

小麦粉、植物油脂、砂糖、飲用牛乳·乳製品、液卵·粉卵

※ 植物油脂については、大豆、なたね、油やしの実を原材料とするものに限る。 砂糖については、てん菜、さとうきびを原材料とするものに限る。



これらで供給熱量の8割を占める

特定資材

特定食料の生産に必要不可欠なもので政令に定めるもの(法第2条第2項)

肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品

食料供給困難事態対策の基本的な考え方

※令和7年4月に策定した基本方針に記載

- 事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的として必要な措置を講じる
- 本法に基づく対策は、事業者の自主的な経済活動に委ねていては十分な供給が 確保できない場合に限ることが適当であることを踏まえ、

要請を基本とし、要請してもなお事態の解消が困難な場合に限り、 計画の作成・届出の指示を行う

● 政府対策本部の下、政府一体となった総合的な対策を実施する

食料供給困難兆候・食料供給困難事態の判断基準

※令和7年4月に策定した基本方針に記載

事態		事態	事態の判断基準(目安)	
	(平時)		_	
,	食料供給困難兆候	異常気象など食料供給が 大幅に不足する兆候 の段階	特定食料の供給が平年比で 全国的に2割以上減少、又はそのおそれ があり、措置を講じなければ食料供給困難事態の未然防止が困難な場合	大クラスを持ち、大力を持ちに対します。 しまる はいままり はっかっと はいました はいまり はいました はいまり はいました はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり
	食料供給	食料供給が 大幅に不足 し、 国民生活等に支障 が生じた段階	特定食料の供給が平年比で 全国的に 2割以上減少、又はそのおそれが高く、 食品価格の高騰、買占めなど国民生 活等に支障が発生した場合	平成り 政府在 は対前 消費者 小売値
	困難事態	最低限度必要な食料供給が 確保されないおそれのある段階	供給熱量が平時の摂取熱量を下回り 、 かつ、 供給熱量が1,850kcal/人・日 を下回る おそれがある場合	令和! 2,20 令和! 1,8 戦後

< 参考 >

平成5年のコメの 大不作の事例が該当

夏頃から北日本を中心とした 異常低温、いもち病の全国 的な多発など大不作の予兆

平成5年産の作況74、 政府在庫を合わせた供給量 は対前年24%減

消費者・事業者の買占め、 小売価格の高騰

令和 5 年 供給熱量 (概算値) 2,203kcal/人・日

令和 5 年 摂取熱量 1,877kcal/人・日

戦後最低摂取熱量 (平成22年) 1,849kcal/人・日

平時における対策

※令和7年4月に策定した基本方針に記載

- 農業生産基盤やサプライチェーンの維持・強化による食料自給率の向上
- 国内外の食料需給等に関する情報収集・分析
- 官民あわせた総合的な備蓄の推進
 - 現時点では十分に把握できていない特定食料・特定資材の**民間在庫に関する情報について**、 法第4条の規定に基づく**調査を行い把握**する
- 国内生産では需要を満たすことができない農産物等の安定的な輸入の確保
- 要請等の対象となり得る事業者の把握・整理
- 不測時に必要となる措置や手続等を確認・検証するための机上演習の実施
- 我が国の食料事情等の情報発信や、事態法の内容・考え方の説明・周知、不測時における 適切な消費行動の重要性の啓発などを通じた**国民各層における理解の醸成**

食料供給困難兆候における対策

※令和7年4月に策定した基本方針に記載

情報収集・分析の強化

● 法第4条に基づく情報収集 (報告徴収) を強化しつつ、必要に応じ、買占めを行っている 等の疑義情報のある事業者について、法第21条に基づく立入検査を行う

事業者への要請

- 供給確保のために最低限必要な範囲で、
 - ① 一定規模以上の事業者に出荷販売の調整や輸入に関する要請を行い、
 - ② 供給不足の終期が見込み難く、上記の要請や備蓄の活用では事態解消が困難と 見込まれる場合に一定規模以上の担い手などに生産を要請するが、全員ではなく、 例えば自給的農家は対象外。また、例えば米の生産要請の場合、米を生産できない 果樹農家・花き農家・畜産農家も対象外

事業者の負担がないよう、必要に応じて、平時から事業者と連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得て行う。

消費者への情報提供や働きかけ

● 需給や価格動向、対策の内容やその理由等について**正確かつ分かりやすい情報提供**、 **買占めや買い急ぎ、食品廃棄の抑制の働きかけ**を行う

生産に関する要請について

要請の対象者

※計画の届出指示の対象者も同じ

農林水産物生産業者

生産を促進すべき品目を事業として 現に生産している者

農林水産物生産可能業者

現に生産していないが、生産可能と見込まれる者(省令で定める要件に該当する者)

他の品目を事業として生産している者であって、<u>気象条件、地理的条件その他の自然的条件を考慮して、現に利用できる土地、施設、設備、機械、技術その他の経営資源を活用することによって措置対象特定食料等を生産できると認められるもの</u>

このうち、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する担い手など、 効率的・効果的に要請等を行う観点から対象者を限定することを基本方針に明記

例えば、自家消費を目的として小規模に農林水産物の生産(家庭菜園など)を行っているが事業として生産していない者は要請等の対象者とはならない。コメを生産するための土地や機械など経営資源を有していない花農家や畜産農家に対して、コメの生産に関する要請等を行うことはない。

なお、実際の対象者は、当該事態の状況(供給確保すべき量や、輸入等で確保可能な数量など)によって変わってくることから、個々の事態に応じて政府対策本部が策定する実施方針に位置づけることとなる

食料供給困難事態における対策

※令和7年4月に策定した基本方針に記載

事業者への計画届出の指示

- **要請してもなお事態解消が困難な場合に、要請の対象となった者のうち**供給確保のために最低限必要な範囲で、
 - ① **一定規模以上の出荷販売業者や輸入業者に**出荷販売等の**計画届出の指示**を行い、
 - ② 出荷販売や輸入では**事態解消が困難**と見込まれる場合に一定規模以上の担い手など に**生産計画の届出の指示**を行う

自給的農家や兼業農家に指示を行うことは想定していない

必要に応じて、平時から事業者と連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得て行う

- **計画は、国として確保可能な供給量を把握するため**に届け出ていただくものであり、例えば 生産計画は**生産者が実施可能なものでよく、増産する内容である必要はない**
- 供給量が不十分な場合、計画変更が可能と見込まれる者に限って、計画変更の指示 を行う

生産計画の変更指示については、二毛作が可能な者や、多収品種の変更が可能な者、耕作できる休耕地の利用が可能な者など省令で定める者に対象者を限定

国民が最低限度必要とする食料供給が確保されない場合における対策

※令和7年4月に策定した基本方針に記載

熱量等を重視した生産の推進(生産転換)

- 供給熱量等を重視した生産を推進する (例えばいも類など、必要に応じ、特定食料として政令指定する)
- この場合であっても、最低限必要な範囲の生産者 (現に生産している者、生産可能と見込まれる者) に限り要請等を行うほか、計画変更の指示も、変更が可能と見込まれる生産者に対して行う

価格の規制・統制

● 価格の安定のため、国民生活安定緊急措置法に基づく標準価格の設定や、物価統制令に基づく価格統制など、他法令に基づき価格の規制・統制を行う

割当て・配給

● 食料の国民への公平な分配や、熱量確保のために生産を行う事業者への優先的な生産 資材の供給のため、国民生活安定緊急措置法など、他法令に基づき割当て・配給を行う

事業者に対する支援と罰則

供給確保のための対策の実効性を担保し、国民生活等への支障を最小限にする観点から、事業者への支援と罰則を法律上、明記

支援(財政上の措置その他の措置)

- **要請に応じて生産等を行う事業者**や、計画変更指示に従って**変更した計画に沿って** 生産等を行う事業者に対し、それぞれ必要な財政上の措置その他の措置を講ずる旨を 法律上、明記(法第19条)
 - 具体的な支援の内容は、対象品目や需給の状況など個々の事態に応じて検討

罰則等

- 国として事業者の業務状況等を的確に把握するために行う立入検査を拒んだ場合には、 20万円以下の過料(法第24条)
- 国として確保可能な供給量を把握するために不可欠な**計画について、指示に違反して 届け出なかった場合**には、**20万円以下の罰金**(法第23条)
- 正当な理由なく、届け出た計画に沿った生産を行わなかった場合や計画変更の指示に 従わなかった場合は、公表(法第15条第4項等)
 - ※1 罰則の対象となる計画は、一部生産者が作成する生産計画に限らず、出荷販売業者、輸入業者、製造業者が作成する計画も対象。
 - ※2 不測時に事業者に計画届出を求める類似の法制度(国民生活安定緊急措置法など)においても、同様に計画届出義務違反に対し 20万円以下の罰金が規定されている。
 - ※3 過料は刑事訴訟法の適用を受けず、過料に処されたとしても前科とはならない。

以下のような内容・情報は正しくありませんので、ご注意ください

×「国が増産を指示」、「必ず増産しなければならない」

← 計画の作成・届出を「指示」するものであり、増産を強制するものではありません。
基本方針にも明記しています。

×「花農家にコメやイモなどを無理やり作らせる」

← 法律上、そもそもコメやイモを生産できない農家に要請や指示できない仕組みです。

×「増産しなければ罰金が科される」

← 罰金は計画届出の指示を受けた事業者が届出を行わない場合に限り科されるもので、 増産の有無は関係しません。

×「有事には支援せず命令だけは行う」

← 要請等を行う場合、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる旨、法律上明記しています。

×「食料の配給制度が平時から始まる」

← 配給制度は、食料について特に深刻な事態に至った場合に限り、国民生活安定緊急措置 法等の下で実施されるものですが、これまで一度も実際に発動したことはありません。
この法律で平時からの配給制度を規定しているという事実はありません。